



銀行への税金
投入は避けら
れないか!?

リスク評価能力が金融業のノウハウであり、経済的付加価値である。不幸にして貸し倒れは起こりうるが、適切なリスク管理がなされている限り、それ自体は不健全ではない。日本の問題は、貸倒リスクを最小にする努力を怠り、諸外国に比べても極端に大きい不良債権額を積み上げ、希望的観測に常に頼ったために、タイムリーに対処しなかつたことにある。

こうした損失を確定しようとする作業が「最終処理」である。政府は破綻先、破綻懸念先の債権を、二年（新規発生分は三年）で直接償却して

銀行のバランスシートから落とすよう要請している。債権には予想貸倒率と回収見込みに応じて、引当金が積み立てられているが、銀行にとつての問題は、最終処理を進めた場合、現在積み立てている引当金が十分かどうかである。商業地の平均地価はピーク時から八割下がっている。担保価値が見込みを下回り、回収額が不足する可能性は否定できない。さらに、これまで銀行が不良債権額を常に過小評価してきたことから推測すると、実際処理すべき不良債権は今後なお膨らむ可能性もある。つまり、最終処理を進め

る過程で一部の銀行は多額の特別損失を計上する必要が生じる可能性が高い。損失はまず資本の部の剰余金減額により処理される。公的資金注入行は本来剰余金を蓄積して、99年3月に注入された公的資金の返済に充てるべきだが、返済スケジュールが大幅に狂うことになる。また、剰余金減少は配当原資が減ることを意味する。公的資金注入銀行では、国が保有する優先株に配当できなければ国の議決権が生じ、国の関与が強まる。また、自己資本比率がBISまたは国内基準に達しなければ、海外からの撤退など早期是正措置による業務からの撤退の必要が生じ、その事態が信用不安に結び付く「金融危機」と認識される可能性もある。いずれの場合も事態の安定化は、公的



マッキンゼー・シニア・エキスパート(金融担当)
川本 裕子

資金の注入により凶られるかもしれない。もちろん、銀行が債務超過にまで至れば、破綻処理や預金保護のために公的資金の注入は不可避になる。

破綻先、破綻懸念先残高は全国ベースで二四兆円、引当金が七割、回収率が一割とすると、約四・八兆円の損失が生じる。全国銀行業務純益が年五兆円あり、資本勘定には剰余金八兆円もあるので、資本の欠損はなさそうである。が、これはあくまでマクロペーソスの話。個別銀行となると問題は別だ。要注意先六四兆円の動向次第では一層厳しいシナリオもありうる。

すでに、この一〇年間で債務超過銀行の穴埋め、国有化銀行への出資、大手銀行への資本注入などで約二一兆円の公的資金が投入されている。ただ、民間銀行部門の不良債権問題は、日本の金融システムの不健全性の一部にすぎない。過去一〇年、郵便貯金や住宅金融公庫への補助金、財投機関の不良債権貸し倒れな

ど公的金融システムで、最低二五兆円の国民負担が発生しているという試算も可能だ。公的金融が民間金融部門の自立を妨げている分野も多い。わが国の不良債権問題では、国民負担の一方で経営者の責任問題があいまいにされ続けてきた。が、公的金融の抜本改革を行わず、その国民負担を放置すれば、民間の経営責任を問うときの「納得感」もなくなる。繁栄へ向かう新たな資金循環システム構築のため、両者を視野に入れた「最終」解決策が不可欠である。

キーワード

優先株
普通株に優先して、利益の配当や解散のときの残余財産分配を与えられる株式。株主総会での議決権はない。銀行へ公的資金を注入する際に利用された。公的資金を受けた銀行が、国の保有する優先株に配当できなければ、普通株に転換される可能性が高く、その場合、国が最大の株主となる。早期是正措置

自己資本比率
自己資本比率に応じて、経営が悪化した金融機関の早期再建、処理を進める行政手法。98年4月から導入。海外に営業拠点を持つ金融機関は自己資本比率八%、それ以外は同四%未満が対象。